

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 俸給表の改定

専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表を除く俸給表の俸給月額を改定すること。（別表第一から別表第九まで関係）

二 諸手当の改定

1 住居手当について、月額一万六千円を超える家賃を支払っている職員に同手当を支給することに改め、その支給月額、二万七千円以下の家賃を支払っている職員にあつては、家賃の月額から一万六千円を控除した額とし、月額二万七千円を超える家賃を支払っている職員にあつては、家賃の月額から二万七千円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万七千円を超えるときは一万七千円）を一万千円に加算した額とすること。（第十一条の十関係）

2 勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の九十七・五（特定管理職員にあつては百分の百十七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の百二・五）に引き上げること。また、再

任用職員の勤勉手当について、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、十二月期の支給割合を百分の五十五に引き上げること。（法第一条の規定による改正後の第十九条の七第二項関係）

3 勤勉手当について、六月期の支給割合を百分の九十五（特定管理職員にあつては百分の百十五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の百）に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の九十（特定管理職員にあつては百分の百十五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の百）に引き下げること。また、再任用職員の勤勉手当について、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、六月期の支給割合を百分の五十二・五に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の五十二・五に引き下げること。（法第二条の規定による改正後の第十九条の七第二項関係）

第二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

一 第一号任期付研究員に適用する俸給表及び第二号任期付研究員に適用する俸給表の俸給月額を改定すること。（第六条関係）

二 期末手当の改定

1 十二月期の支給割合を百分の百七十二・五に引き上げること。（法第三条の規定による改正後の第

七条第二項関係)

2 六月期の支給割合を百分の百七十に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百七十に引き下げること。(法第四条の規定による改正後の第七条第二項関係)

第三 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

一 特定任期付職員に適用する俸給表の俸給月額を改定すること。(第七条第一項関係)

二 期末手当の改定

1 十二月期の支給割合を百分の百七十二・五に引き上げること。(法第五条の規定による改正後の第

八条第二項関係)

2 六月期の支給割合を百分の百七十に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百七十に引き下げること。(法第六条の規定による改正後の第八条第二項関係)

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第一の二1及び3、第二の二2並びに第三の二2は令和二年四月一日から施行し、第一の一、第二の一及び第三の一は平成三十一年四月一日から適用す

ること。

二 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定めること。